

杉並区多文化共生基本方針（案）の修正箇所一覧

1 パブリックコメントに伴う修正 【7箇所】

No	頁	修正箇所	方針案	修正後方針（修正は下線部）	修正理由
1	1	第1章 基本方針の策定に当たって 14行目～	—	本方針は、4つの重点項目と13の取組で構成しており、 <u>実行計画に基づき実施する事業をはじめ、各所管で実施する事業は、この取組を踏まえ進めていくこととなります。</u> <u>多文化共生を推進し、お互いに顔が見える関係を構築していくことは、誰にとっても安全・安心で住みやすい杉並区につながるものであり、その実現に向け取り組んでまいります。</u> <u>なお、「移民・難民」に関することなど「入国管理制度」については、国の課題であるため、本方針とは別に国や東京都と連携してまいります。</u>	意見を踏まえ、よりわかりやすい記述を追加
2	5	図 1-1 基本方針の位置づけ	<図 1-1 中> <u>連携・協力</u> <u>「計画等における多文化共生の推進にかかる取組の方向性」</u>	<図 1-1 中> <u>連携</u> <u>(削除)</u> <u>各種団体・専門家</u> <u>意見・助言</u>	意見を踏まえ、よりわかりやすい記述に修正
3	7	グラフ「杉並区総人口に占める外国国籍住民人口割合の推移」	<グラフ中> — 	<グラフ中> ※グラフに外国国籍住民人口及び割合の数値を追加 	意見を踏まえ、適切な記述に修正

No	頁	修正箇所	方針案	修正後方針（修正は下線部）	修正理由
4	9	グラフ「在留資格別外国国籍住民人口の推移」	<p><グラフ中></p> <p>—</p>	<p><グラフ中></p> <p>※グラフに人数の数値を記載、「その他」の注釈として、内容の記載を追加</p> <p><u>「その他」に含まれるもの…</u></p> <p><u>法律・会計業務／報道／研修／興行／研究／芸術／出生による経過滞在者／高度専門職1号ハ／医療／高度専門職1号イ／高度専門職2号／文化活動／宗教／介護／企業内転勤／技能実習3号ロ／教授</u></p>	意見を踏まえ、適切な記述を追加
5	12	コラム～「やさしい日本語」について～	—	<u>コラム～「やさしい日本語」について～</u>	意見を踏まえ、記述を追加
6	21	区民の声の2項目●日常生活で困ったときは誰に相談していますか？	<p>●日常生活で困ったときは誰に相談していますか？</p> <p>知人・友人(日本人)38.9%(167件)</p>	<p>●日常生活で困ったときは誰に相談していますか？</p> <p><u>知人・友人(日本人以外)59.9%(257件)</u></p> <p>知人・友人(日本人)38.9%(167件)</p>	意見を踏まえ、よりわかりやすい記述に修正
7	51	【参考】外国国籍区民の人権とヘイトスピーチ	—	<u>【参考】外国国籍区民の人権とヘイトスピーチ</u>	意見を踏まえ、記述を追加

2 パブリックコメントによらない修正 【30箇所】

No	頁	修正箇所	方針案	修正後方針（修正は下線部）	修正理由
1	1	第1章 基本方針の 策定に当た って 11行目～	区では新たに「共生」の視点を <u>持ち</u> 、「支援」と「共生」それぞ れの面から取組を進めるため、今 後の多文化共生施策の基本的 な考え方や取組の方向性を示 すことを目的に、「杉並区多文 化共生基本方針」を策定するこ ととしました。	区では新たに「共生」の視点を <u>加え</u> 、「支援」と「共生」それぞ れの面から取組を進めるため、今 後の多文化共生施策の基本的 な考え方や取組の方向性を示 すことを目的に、「杉並区多文 化共生基本方針」を策定するこ ととしました。	よりわかりや すい記述に 修正
2	2	1. 国や東京 都の動向 8行目～	また、令和2(2020)年には、外 国人住民の増加・多国籍化、在 留資格「特定技能」の創設、 <u>デ ジタル化の進展</u> など、～略～	また、令和2(2020)年には、外 国人住民の増加・多国籍化、在 留資格「特定技能」の創設、 <u>気 象災害の激甚化</u> など、～略～	適切な記述 に修正
3	2	1. 国や東京 都の動向 21行目～	～略～日本人の人口は 8,700 万人となり、 <u>現在の 1 億 2,441 万人(推計)から 30%の</u> ～略～	～略～日本人の人口は 8,700 万人となり、 <u>令和2(2020)年国 勢調査による 1 億 2,615 万人 (推計)から 31%の</u> ～略～	適切な記述 に修正
4	3	1. 国や東京 都の動向 1行目～	その後、令和2(2020)年には、 一般財団法人東京都つながり 創生財団～略～	その後、令和2(2020)年には、 <u>多文化共生社会づくりの取組を 推進していくため</u> 、一般財団法 人東京都つながり創生財団～ 略～	よりわかりや すい記述に 修正
5	4	国・東京都の 外国人住民 の推移	<u>国・東京都の外国人住民の推 移</u> ○外国人住民の総数は、全 国、東京都ともに過去最高水 準を更新し続けていましたが、 <u>令 和2(2020)年になると</u> 、～略～	<u>国・東京都の外国人人口の推 移</u> ○外国人人口の総数は、全 国、東京都ともに過去最高水 準を更新し続けていました。 <u>令 和2(2020)年になると</u> 、～略～	よりわかりや すい記述に 修正
6	6	1. 区の現状 8行目～	～略～子どもたちへの日本語 支援や、就学や就職に関する 相談体制の確立等にも対応し ていく必要があります。	～略～子どもたちへの日本語 支援も必要となっており、 <u>関連 して就学・進学・就職</u> に関する 相談体制の確立等にも対応し ていく必要があります。	よりわかりや すい記述に 修正
7	7	上下2つのグ ラフ右下の 括弧内	(住民基本台帳より 各年1月1 日現在)	(住民基本台帳より <u>作成</u> 各年 1月1日現在)	適切な記述 に修正

No	頁	修正箇所	方針案	修正後方針（修正は下線部）	修正理由
8	7	本文2行目～	～略～ <u>令和4(2022)年</u> に再び増加に転じ、令和6(2024)年1月現在 19,178 人と過去最高となっています。杉並区総人口(572,843 人)に占める割合は約3.3%で、10 年前から約 1.7倍に増加しています。	～略～ <u>令和5(2023)年</u> に再び増加に転じ、令和6(2024)年1月現在 19,178 人と過去最高となっています。区総人口(572,843 人)に占める割合は約3.3%で、10 年前の約 1.7倍に増加しています。	適切な記述に修正
9	8	グラフ右下の括弧内	(住民基本台帳より <u>令和6(2024)年10月1日現在</u>)	(住民基本台帳より作成 <u>各年1月1日現在</u>)	適切な記述に修正
10	8	国籍・地域別外国国籍住民人口グラフ	—	<u>＜平成27年(2015)年1月1日時点のグラフを追加＞</u>	グラフを追加
11	8	国籍・地域別外国国籍住民人口グラフ	＜国籍・地域別外国国籍住民人口グラフ＞ <u>令和6(2024)年10月1日時点のグラフ</u>	＜国籍・地域別外国国籍住民人口グラフ＞ <u>令和7(2025)年1月1日時点のグラフ</u>	適切なグラフに修正
12	8	国籍・地域別外国国籍住民人口5行目～	○また、「その他」に含まれる国籍は <u>109</u> カ国あり、杉並区においても多国籍化が進んでいます。	○また、「その他」に含まれる国籍は <u>113</u> カ国あり、杉並区においても多国籍化が進んでいます。	適切な記述に修正
13	8	国籍・地域別外国国籍住民人口注釈	—	注釈 <u>6</u> <u>国籍・地域別外国国籍住民人口について…平成 27(2015)年には韓国・朝鮮を合わせて集計していましたが、平成 29(2017)年以降は韓国・朝鮮を分けて集計しています。</u>	注釈を追加
14	9	グラフ下部対象年の表記	<u>2023年</u> <u>2024年</u>	<u>令和5(2023)年</u> <u>令和6(2024)年</u>	適切な記述に修正
15	9	グラフ右下の括弧	(住民基本台帳より 各年1月1日現在)	(住民基本台帳より作成 各年1月1日現在)※ <u>在留資格別の活動内容等は P49 参照</u>	よりわかりやすい記述に修正
16	10	(1)タイトル	(1) <u>共生社会の実現に向けた課題</u>	(1) <u>多文化共生の意識に関する課題</u>	よりわかりやすい記述に修正

No	頁	修正箇所	方針案	修正後方針（修正は下線部）	修正理由
17	10	本文 16 行目	～略～交流を通して顔が見える関係を構築し、～略～	～略～交流を通して顔の見える関係を構築し、～略～	誤字・脱字による修正
18	11	本文 13 行目	○杉並区は、在留資格が「留学」などの短期滞在者が～略～	○区には、在留資格が「留学」の短期滞在者が～略～	誤字・脱字による修正
19	11	(3) 外国国籍区民の社会参画に向けた課題 1行目～	○日本国籍住民及び外国国籍住民に行ったアンケートでは、外国国籍区民の社会参画を求める声が上がっています。～略～	○日本国籍住民及び外国国籍住民に行ったアンケートでは、 <u>互いに顔の見える関係を構築していくためにも</u> 、外国国籍区民の社会参画を求める声が上がっています。～略～	よりわかりやすい記述に修正
20	13	1 区が目指すべき目標とその実現に向けた重点項目 4行目	また、各重点項目を実現するために実施する 13 項目の取組を定めました。	また、 <u>重点項目を実現する 13 の取組を定め、実行計画に基づき実施する事業をはじめ、各所管で実施する事業は、この取組を踏まえ進めていくこととします。</u>	よりわかりやすい記述に修正
21	17	区民の声の 3項目	○外国人の子供たちへの日本語教育支援を強化し、学校での適応を支援する。	○外国人の <u>子ども</u> たちへの日本語教育支援を強化し、学校での適応を支援する。	誤字・脱字による修正
22	20	実施する取組⑦ 安全・安心な生活の確保 説明文章	地域との交流等を通して、日本国籍区民、外国国籍区民お互いに顔が見える関係を構築します。	地域との交流等を通して、日本国籍区民、外国国籍区民が <u>お互いに顔の見える関係を構築</u> します。	誤字・脱字による修正
23	25	実施する取組⑫ 日本語教育の拡充 説明文章	多文化共生拠点において、 <u>外国国籍区民や外国にルーツを持つ日本国籍区民を対象とした子ども日本語教室を実施</u> します。また、日本語がゼロベースの <u>区民</u> を対象とした日本語教室を実施します。	多文化共生拠点において、 <u>子どもの外国国籍等区民を対象とした日本語教室を実施</u> します。また、日本語がゼロベースの <u>外国国籍住民</u> を対象とした日本語教室を実施します。	よりわかりやすい記述に修正
24	27	3. 基本方針 体系図内重点項目① 説明文章	○多文化共生の基本となる <u>互いの人権を尊重する意識の啓発</u> に取り組み、相手を思いやる「 <u>わかりやすい日本語</u> 」による交流を進めます。	○杉並区自治基本条例に掲げる「 <u>区民一人ひとりの人権の尊重</u> 」の実現を目指し、 <u>互いの人権を尊重する意識の啓発</u> に取り組みます。	適切な記述に修正

No	頁	修正箇所	方針案	修正後方針（修正は下線部）	修正理由
25	27	3. 基本方針 体系図内重 点項目② 説明文章	○日本語を学べる環境を整備 するとともに、 <u>必要な人に伝わ る情報発信に取り組むことで コ ミュニケーションの活性化を図り ます。</u>	○日本語を学べる環境を整備 するとともに、 <u>情報を必要として いる人に必要な情報が伝わる 発信に取り組んでいきます。</u>	適切な記述 に修正
26	27	3. 基本方針 体系図内重 点項目③ 説明文章	○顔の見える関係を構築し、主 体的な社会参画を通して、すべ ての人が活躍できる地域を目 指します。	○ <u>地域で暮らす人々がお互い に顔が見える関係を構築し、主 体的な社会参画を通して、すべ ての人が活躍できる地域を目指 します。</u>	適切な記述 に修正
27	27	3. 基本方針 体系図内重 点項目④ 説明文章	○ <u>学習・相談・交流の機能を有 する多文化共生を推進していく ための拠点を整備します。</u>	○ <u>外国人向けの日本語学習支 援や生活相談窓口の運営、地 域参画を目的とした交流イベ ント等を実施する、異なる文化や 背景を持つ区民が集い交流す る拠点を整備します。</u>	適切な記述 に修正
28	29	(3) 杉並区 多文化共生 推進懇談会 の経過	<u>(3) 杉並区多文化共生推進懇 談会の経過</u>	※P29 の「(1)杉並区多文化共 生推進懇談会」の段落間に移 動	よりわかりや すい記述に 修正
29	49	表の見出し	—	【在留資格別の活動内容等(一 部抜粋)】	見出しを追 加
30	50	4. 基本方針 作成に当た って協力い ただいた団 体等	—	<u>4. 基本方針作成に当たって協 力いただいた団体等</u>	記述を追加